

平成 24 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社プリシパル・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀  
(JASDAQ・コード 3587)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役 井上 政隆  
電話 03 - 3582 - 3190(代)

### 第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の募集(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権発行の決議は、大規模な希薄化を伴うものであることから、本件は平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 67 回定時株主総会の議案として付議し、既存株主の皆様へ承認・可決されることを条件といたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 24 年 6 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	400 個(新株予約権 1 個当たり 100,000 株)
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 54,000 円
(4) 当該発行による潜在株式数	40,000,000 株
(5) 調 達 資 金 の 額	741,600,000 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 21,600,000 円 新株予約権の行使による調達額: 720,000,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 18 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、有限会社トーヨーコーポレーション(250 個)、及び N.D.C INVESTMENT PTE. LTD(150 個)に新株予約権を割り当てます。
(8) そ の 他	本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。 また、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生および平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 67 回定時株主総会における本新株予約権発行に関する議案の承認を条件としております。

#### 2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由

##### (1) 募集に至る経緯及び目的

###### 平成 23 年 3 月期の事業の概況

当社は、平成 22 年 12 月において、月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が、上場株式数に 2 を乗じて得た数値に満たない場合となったため、3 ヶ月以内に当該数値以上にならないとき、上場廃止となる猶予期間に平成 23 年 1 月 1 日に入りました。平成 23 年 1 月 7 日付で開示致しました「天然資源開発投資事業の廃止に関するお知らせ」のとおり、天然資源開発投資事業から撤退し、食品事業を中心に事業展開を行う体制に再編致しまし

た。なお、当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローが数期に亘りマイナスであり、運転資金及び事業規模拡大のための投資資金を、外部調達によって賄う体質となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況の改善のため、営業キャッシュ・フローを生む事業に対する投資を第一に考える方針に東日本大震災の発生前の平成 23 年 2 月に天然資源開発投資事業の廃止をもって転換致しました。

その後、キャッシュ・フローを当社グループに経常的にもたらし得る事業の新規取得の検討を行っており、具体的には平成 23 年の 2 月下旬以降、候補となる事業の検討をしております。

また、平成 23 年 2 月 8 日の臨時株主総会にて「株式の併合(10 株を 1 株に併合)」を決議し、過去のエクイティ・ファイナンスを総括し、上場を維持し新たな体制で経営を行う準備を整備致しました。なお、過去のエクイティ・ファイナンスについて総括し、調達資金が株主価値として還元されることなく失われた結果となったことを反省しております。

これらの結果、平成 23 年 3 月 31 日付開示の「上場時価総額」の猶予期間入り銘柄及び監視区分の指定解除に関するお知らせのとおり、「上場時価総額」の猶予期間入り銘柄及び監視区分の指定を解除され、さらに同日付で開示された「当社子会社株式会社ハミングステージによる営業権等譲受けに関するお知らせ」とおり、スーパー 2 店舗の営業権を取得し、合計スーパー 5 店舗にて食品事業を行っていく基礎を確立し、安定的に食品事業を柱に事業展開を行う準備を致しました。

また、当社グループの平成 23 年 3 月期の業績につきましては、売上高は 1,510 百万円(前年比 152.3%増)、営業損失は 178 百万円(前年は営業損失 360 百万円)、経常損失は 246 百万円(前年は経常損失 880 百万円)、当期純利益は天然資源開発投資事業の売却益が寄与したとはいえ、当社としては現在確認できる 15 年間程度の決算書類においては、すべての期間において当期純損失を計上しており、少なく見積もっても十数年ぶりに黒字となる 294 百万円(前年は当期純損失 1,843 百万円)となっております。

このとおり、昨年度において旧事業を一掃し、食品事業にて経営を行っていく準備を整え、回復の兆しも見え始めておりましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後の福島県原子力発電所事故の放射能汚染問題により、仕入において、野菜については東北地方以外、精肉については主に西日本から仕入れることとなり、輸送コストを中心に、仕入原価が上昇することとなりました。また、震災後の仕入原価の上昇は、結果的に販売単価の上昇にもつながることとなり、その結果、売上数量の減少を通じて、売上高が、当初予算より約 1 億円(約 5%減)の減少となりました。以上により、生鮮食品関連の粗利は当初予算より 3 億円程度減少する結果となりました。

#### 中長期計画の内容とその経営状況

当社は平成 23 年 5 月 12 日に開示いたしました平成 23 年 3 月期決算短信において、中長期計画として食品事業の拡大及び環境事業への新規参入の計画を発表致しました。食品事業の拡大については、業務委託契約による飲食店の経営を計画しており、候補となる店舗の検討を行っております。

また、環境事業の中の LED・節電器の販売事業においては、売上に伴い計上された売掛金をリース会社に担保として供することで資金を借り入れる予定でありました。そして、当該借入金をもって、次の商品の仕入費用に充てることにより、イニシャルコストをできるかぎり削減した形態での事業展開を行う交渉を進めておりました。しかしながら、交渉は予定どおり進まず、当該計画の進展は厳しいものとなりました。

このように、新規事業の進展は困難を伴うものとなり、また、東日本大震災の影響によるスーパーの売上減少は引き続き著しく、平成 23 年 5 月中旬において、食品事業及び環境事業の早期立ち上げを平成 23 年 5 月末日までに行われなければ、本社経営管理部門の経費すら負担できない状態となりました。

## 短期借入の実施及び各事業への投資

このような状況の中で、平成 23 年 5 月初旬より新たな資金調達方法を模索しておりました。具体的には、当社顧問及び㈱合同開発機構の代表取締役の新井守氏よりご紹介頂いた、企業再生のコンサルティングを行っている株式会社ベネフィットコンサルティングに相談を行い、同社を通して、当社の現状と新規事業の期待感に理解を示す投資家に対し、当面の資金提供の呼びかけをおこなったところ、5 月中旬から 6 月末までに約 6 億円、7 月初旬に約 4 億円の借入を個人・法人約 20 名からの借入を行うことができました。なお、当該資金は、借入期間が 1 年未満の短期であることから、当初より今後の借入及び増資等の資金調達までのつなぎ資金であると考えておりました。当該資金を当面の運転資金に充当した後、中期経営計画において予定していた食品事業の拡大、計画段階において中断していた環境事業に対し、投資を行なうべく、取締役会にて各事業への資金の預入を決議し、株式会社ベネフィットコンサルティング(東京都豊島区池袋 4-2-11 代表取締役 山口 誠)に対し、資金調達手数料として約 1 億円を支払い、残りの資金について各事業を開始するための預け金として支払いました。

具体的には、飲食店については、当社が選定した取得候補先につき、当社との先行交渉独占権を取得するため、預け金として総額 3 億円(うち 1.5 億円は、澤商事株式会社に対する飲食店 3 店舗の買収予定資金、残り 1.5 億円は株式会社ティーケーコーポレーションに対する飲食店 2 店舗の「ベジスタ」、「道玄坂旅籠」の買収資金であり、平成 23 年 9 月に譲受けを実施)の資金を投入することにいたしました。

環境事業のうち、LED 事業については、大口の発注に対応すべく、製造部材の確保を行う必要があり、株式会社 JPS に対し、1.65 億円の資金の投入を行いました。また、節電器レンタル事業については、同事業を行う会社の取得を行う予定としており、そのための資金として取得候補であった会社の株主である株式会社合同開発推進機構に対し、買収予定資金として、2.25 億円の預入を行ないました。

また、食品事業を補完するものとして、店舗支援システム事業(注)については事業を開始するための前提としてソフトウェア開発が必要であり、当該店舗支援システムの開発費及びハードウェアとして株式会社アイブイビーへの 1.5 億円程度の支払いをいたしました。

なお、これらの事業資金については、本来短期借入ではなく中長期のファイナンスで対応すべき性格のものであります。そのため、同時に銀行、リース会社、ファンド等に対し、総額 10 億円程度の資金のファイナンスの交渉を進めておりました。

その中で、有力なファイナンス先として、ファンド会社との出資の交渉を進めておりましたが、平成 23 年 7 月末当社ではなく他社への投資を決定したことから、一転して具体的なファイナンスの交渉先を失うこととなりました。これらの結果、当初借り入れた短期借入金である 10 億円の返済原資にファイナンスの候補先を早急に見つけることは困難であるという結論に到りました。そのため、当社は当該短期借入金の債権者に対し、長期借入金へのリスケジュールリング、ないしはデット・エクイティ・スワップの実行を要請致しましたが、受け入れて頂くことができず、結果として、早期に返済が必要な短期借入金が約 10.5 億円残ることとなりました。

## 新たな資金調達方法の模索

この状況を踏まえ、当社は、平成 23 年 8 月末日時点において、新たに長期での資金の借入を行い、短期借入金を返済する 新規事業の実行のため預け入れていた資金を戻し入れる 短期借入金の長期へのリスケジュールを再度お願いする エクイティ・ファイナンスを実行するという4つの手段にて状況の打破を考えました。 については、当社のこの時点での状況で資金の提供を行う投資家を見つけることは非常に困難であり、断念せざるをえませんでした。 については、予定していた飲食店の一部の買収を取りやめ、約 1.5 億円の預け金を戻し入れることにいたしました。節電器レンタル事業は延期し、約 2.25 億円の預け金を戻し入れることにいたしました。また、LED 事業において部材の仕入費用として預け入れていた資金 1.5 億円について、一旦事業を中止して、戻し入れることにいたしました。結果合計 10.5 億の借入金のうち、約 5 億円を借入金の返済にまわすことができました。 については残りの約 5.5 億円の支払期限を延長することで交渉を進めてまいりましたが、借入先との交渉はまとまらず、

結果として支払期限の延長の合意には到りませんでした。具体的には、借入先から早期の返済を迫られておりますが、当社としては、資金不足であることから、その返済原資がないために支払いができない、というまま平行線の議論を辿っており、現在もその状況が続いております。また、借入先によっては、一部の個人、及び法人より、資金繰りの関係から一切の返済猶予に応じることはできないということ、及び当初の返済期限と異なることを理由として、返済を猶予して頂けなかった方々の中に債権を譲渡された方々もおります。このような事態の中で、当社としては、のエクイティ・ファイナンスにより資金を調達し、建て直しを図るしか手段がなくなりました。そこで、今回のファイナンスの割当予定先の親会社である株式会社トーヨーコーポレーションをはじめとする投資家との話を進めることとなりました。

ところが、平成 23 年 9 月末に過去の取引や会計処理、内部統制にかかる疑問が複数発見されたことから、急遽これら疑問点の調査・検証を行い、これまでの経営管理の状況に対する見直しを実施する必要性が生じたためエクイティ・ファイナンスも断念せざるを得ない状況となりました。

### 過年度決算の調査と内部統制の不備

その後、平成 23 年 10 月に当社は社外の専門家である弁護士及び公認会計士と代表取締役である菊地博紀、経理部長を中心とする社内スタッフにより内部調査委員会を設置し、社内の調査を行いました。その間にも平成 23 年 11 月 14 日開示「業績予想値と実績値との差異および通期予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当社の経営状況は悪化し、さらに短期借入金の借入先からは早期の返済を求められ、社内調査を行っている以上外部からの新たな資金借り入れが行える状況ではなかったため、当社の通常の運転資金も多くが未払いとなることとなりました。

平成 24 年 2 月になり内部調査委員会の調査の結果を取締役会に諮り、過年度の決算について修正を行うこととしたところ、過年度の決算修正に関する手続きが完了しない限り、会計監査人より平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算の四半期レビュー意見の表明は行わないとの説明があったため、平成 24 年 2 月 13 日に「過年度の決算修正の可能性についてのお知らせ」「平成 24 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出遅延ならびに当社株式の監理銘柄(確認中)指定見込みに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成 24 年 3 月期第 3 四半期報告書を期限である平成 24 年 2 月 14 日までに提出することができず、株式会社大阪証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されることとなりました。また、当社の会計監査人である東京中央監査法人から当社の監査意見を表明するための十分な監査証拠を入手することが困難と判断され、さらに、連結対象子会社である株式会社ハミングステージにおいて、会社財産を保全するための適切な内部統制が整備されていないこと、及び当社グループにおいては、数期にわたり営業キャッシュ・フローのマイナスが続き、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していることなどの理由により、平成 24 年 2 月 13 日付で監査契約を解除する申し入れがあり、平成 24 年 2 月 13 日「公認会計士等の異動に関するお知らせ」で開示しましたとおり会計監査人が辞任する事態となりました。

### 再生に向けての経緯

当社は、当該状況を打破するため、平成 24 年 2 月 15 日「公認会計士等の異動及び一時監査人の選任に関するお知らせ」で開示しましたとおり阪神公認会計士共同事務所を一時監査人に選任し、過年度の決算の訂正を行なうための準備をすると共に平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算作業を開始いたしました。

なお、阪神公認会計士共同事務所には平成 24 年 1 月中旬より予備調査を実施していただいておりますが、調査の結果、監査受嘱リスクの判断において、前任監査人の監査契約解除申し入れ事由に鑑みても監査契約の締結は可能であるとの説明を受けました。監査受嘱リスクの判断については当社が行なったものではないため、当該判断の内容、特に前任監査人の契約解除理由の検討について阪神公認会計士共同事務所に対し質問したところ、以下の説明を受けました。決算訂正の要否にかかる見解の相違については、予備調査の結果、訂正の必要性及び訂正内容につき、一定の心象を得ている。十分な監査証拠の入手可否については、内部調査委員会の調査が進んだ結果、新たな会計事実および会計証拠が明らかとなっていることを予備調査の中で確認できたこと等から、

訂正対象となった会計期間の有価証券報告書及び四半期報告書にかかる監査期間に比べ、監査証拠の入手は容易となっていると判断している。そのため、十分な監査証拠の入手は可能であるとの心象を得ている。株式会社ハミングステージの内部統制の整備状況については、問題はあるものの、内部統制に依拠しないアプローチによる監査の実施が可能であると判断した。継続企業的前提については、注記の必要性は高いものの、当該注記の要否およびその内容の検討は十分に可能であると判断した。上記の判断に基づき、阪神公認会計士共同事務所より、監査受嘱を承諾いただいたため、当社は当該事務所を、一時会計監査人に選任したものであります。

平成24年3月14日「社内調査による内部調査報告書および過年度の決算修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、内部調査委員会による調査報告書を開示し、また、平成23年3月期第3四半期から平成24年3月期第2四半期の決算短信等の訂正及びそれに対応する期間の訂正有価証券報告書を提出しました。また、提出できていなかった平成24年3月期第3四半期決算短信等も提出しました。これにより、平成24年3月14日「当社株式の監理銘柄(審査中)指定および監理銘柄(確認中)指定解除に関するお知らせ」で開示しましたとおり、監理銘柄(確認中)の指定は解除されましたが、過年度決算の訂正内容が重要と判断され、今後の推移及び審査の結果によっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として、監理銘柄(審査中)に指定されることとなりました。これを受けまして、当社は、平成24年3月19日「社外調査委員会設置に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、弁護士2名、公認会計士1名による社外調査委員会を設置し、内部調査報告の内容・妥当性に関して、第三者の立場で確認、検証を行うこといたしました。平成24年4月5日「社外調査委員会の調査報告に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、社外調査委員会から当社の問題点について指摘がなされ、その結果を受けて、当社の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、子会社株式会社ハミングステージに対する管理体制の不備、当社取締役会の機能不全、株式会社ハミングステージの内部監査体制の不備、当社監査部門による監査機能の低下、当社のコンプライアンス意識の不徹底が、重要な欠陥に該当することと判断されたことから、当社が今後解消していくべき課題が明確となり、再生への道のりを歩んでいくこととなりました。

当社は、新たな事業年度を迎え、再生への道のりを歩んでいくこととなりましたが、平成23年10月から社内調査をおこなわなければならなかった関係で、全ての事業に着手することができず、経営状況はさらに悪化しておりました。飲食店事業では、本来5店舗を購入し、仕入を一括化しコストを抑える計画が、2店舗の営業権の購入となったため、仕入コストが割高となりました。また、直営店として、人材を本社管理として運営を行っていく計画でしたが、社内調査に追われたため、営業権を購入した先に業務委託せざるを得ない状況となりました。現在、飲食店2店舗は何とか運営できている状態ではありますが、月次で赤字を計上する状態となっております。また、平成23年12月5日「会社分割(単独簡易新設分割)による子会社設立に関するお知らせ」で開示しましたとおり、飲食店「旅籠」を会社分割いたしました。これは、当社では信用不安のため資金調達が難しいところ、旅籠を別会社として、独自の信用を付与して頂くことを目的とするものでしたが、その後十分な管理を行うことができず、十分な業績を上げることが出来なかったことから、計画は達成できませんでした。店舗支援システム事業については、株式会社ハミングステージにてテスト運用を行い、その後外部への販売を行っていく計画でしたが、当社の担当部門の人的リソースが足りないことから、モニターテスト運用が効果的にできず、事業が休止している状況となっております。環境事業のうち、LED事業については、商店街等への街路灯の設置など7件の案件を行いました。しかしその後、借入金の返済のため、部材の仕入資金をこれに充当する必要性が生じることとなったため、資金不足から、進んでいた自治体・病院向けの大口案件が休止となりました。更に、投光器レンタル事業についても、資金不足により、休止することとなりました。以上より、利益が見込まれる事業のほぼ全てが休止することとなり、本社経費の支払いさえ困難な状況となりました。

また、食品事業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の福島県原子力発電所事故の影響が継続し、売上高の減少、及び営業損失の更なる拡大となってしまいました。以上に加え、平成24年3月14日に発表した過年度決算の訂正により、多額の特別損失を計上したため、平成24年3月期第3四半期において純資産額がマイナスとなり、債務超過に陥ることとなりました。

当社は、当初の計画が成し遂げられなかったため、運転資金も賄えず、未払債務約71百万円、水道光熱費や

電話代等の通信費をはじめ、最低限会社を運営するための支出を確保するための新たな借入も含めた合計約 598 百万円の借入債務を抱え、平成 24 年 6 月 26 日に開催を予定している第 67 回定時株主総会の開催費用も捻出できない状況に陥ることとなりました。また、株式会社ハミングステージも未払税金等の未払債務として約 103 百万円を抱え、親会社である当社の信用不安により単体での資金調達もできず、当社からの資金援助も当てにできない状況に陥ることとなりました。さらには、資金不足により、社内外の調査報告により指摘を受けた会計・内部統制上の問題点を改善することにも支障をきたす状態となっております。

上記の経緯から、エクイティ・ファイナンスを実行しないかぎり、債務超過の解消ばかりでなく、当社は資金計画および現在行っている食品事業とそれに伴う今期の事業計画の実現にも支障をきたし、手元流動資産も早晩枯渇してしまう状況に追い込まれております。

以上の理由から、本件第三者割当を実現する必要があると考えております。

当該第三者割当により発行された本新株予約権の権利行使により、当社株式の 53.94%の希釈化が生じることとなりますが、食品事業について、昨年営業権を取得した飲食店「ベジスタ」「旅籠」について収益性の改善がなされ、また、環境事業として、投光器レンタル事業および自治体向けの街路灯販売事業を再開、本格化させることにより、事業が立ち上がり、その結果財務基盤の強化が期待されます。したがって、本件第三者割当により当社の企業価値の向上が図られ、既存株主の皆様への利益となるものであると考えております。

(注)店舗支援システム事業

まず当社が開発を委託したシステム開発・運用パートナーが開発するネットワーク対応小型ディスプレイ(以下、「デジタルサイネージ」と呼ぶ。)を小売店、飲食店に無償で提供・設置し、広告の配信を行ない、当社の収益はアクティブ・インターナショナル・ジャパン社との協同作業によりデジタルサイネージで流す広告枠の販売によって利益を得るモデルであります。

## (2)計画の内容

当社の現状の中で最優先の課題は平成 24 年 6 月 26 日に予定されている第 67 回定時株主総会を開催するための費用を調達することとなります。本来であれば、5 月末日までに支払を済ませておかなければなりません。支払先に対する交渉を行った結果、平成 24 年 6 月末日までに支払うことを条件として、各支払先に支払いを猶予して頂いております。

定時株主総会の重要性を鑑みれば、当該費用は優先的に支払を行う必要があります。

当社にとって、次に重要な事項は対外的な信用の回復と内部統制における管理体制の正常化を行うことです。上場企業として対外的な信用を回復するために、当社及び子会社ハミングステージの未払債務の支払が急務となります。未払債務の支払を行うことで、当社グループの信用を回復することができ、事業を正常に行うことができる体制を整えることができます。また、内部統制の問題発生の防止策として、経営監視委員会の設置、社外取締役の拡充を行う予定ですが、今後の運転資金としてそれらの適正な内部統制体制を維持するための必要処置を行う費用が必要となります。ここまで行うことで初めて当社が新しい体制で事業を行っていくことができる準備を整えることができます。

また、昨年からの支払が滞っている短期借入金の返済についても新株予約権の行使状況に合わせて優先順位の高いものから順番に支払をおこなわなければなりません。

事業については、まず上記のとおり株式会社ハミングステージの未払債務等の解消することにより、信用を回復し、現在、信用力の低下から、一部現金仕入となっているなどの仕入れ条件の向上をはかり、掛けで仕入れを行うことで、価格の安いときに大量の仕入れを行うことができる体制作りを早急に進め、当事業のてこ入れを行い黒字化を図る予定であります。

次に昨年営業譲渡を受け野菜を中心としたメニューを提供しております「ベジスタ」「道玄坂 旅籠(はたご)」の飲食店 2 店舗につきましては、株式会社ハミングステージより仕入を行ってまいりました。しかしながら、株式会社ハミン

グステージの業績悪化により、仕入先である大田市場における信用力を失った結果、充分な量の仕入が困難な状況にあります。そのため、上記 2 店舗については、外部から仕入を行わざるをえず、原価率、また食材の鮮度において、当初の目的が実現されておられません。既存の仕入先との信頼関係を回復し、株式会社ハミングステージの強みである市場から直接仕入を行うことができる商流により、連携の強化を図り、原価率の低減、及び食材の鮮度の向上を進めてまいります。また、一部資金投下により店舗の一部を改装することにより効率化をはかるとともに営業の強化をはかり集客力の向上をめざします。以上により黒字の定着をはかる予定であります。

また、中断しておりました LED 事業につきましては、顧客より購入・レンタルの要望が引き続きよせられている工事用の投光器をはじめとするニーズの高い商品について、一部資金を投下することによりあらためて仕入れを行い、顧客に対し販売・レンタルを再開する予定であります。

また、同様に中断しております店舗支援システム事業についても、株式会社ハミングステージでの導入を再開するとともに今後、当社は、このシステムをスーパー・ドラッグストア・カフェ・居酒屋などの小売店および飲食店に提供し広告収入を得られるよう営業を開始いたします。

### (3) 当該資金調達の方法を選択した理由について

前述のとおり当社の資金繰りは極めて厳しい状況となっております。このような状況で資金調達の方法はかぎられたものとなっております。くりかえしとなりますが、当社は昨年より、新たに長期での資金の調達を行い、短期借入金・未払金を解消もしくは減らす 資産を売却することにより短期借入金・未払金を解消もしくは減らす 事業からの収入により短期借入金・未払金を減らしていく 短期借入金について長期へのリスケジュールを再度お願いする、という方法に取り組んでまいりました。しかしながら、 については、当社の業績不振・財務状況から長期資金を提供する投資家を見つけることはできないこと、 については預け金の戻しにより実行してまいりましたが、これ以上資産を減らしてしまうと今後当社の事業の展望がなくなり将来における事業収入がみこめなくなってしまうこと、 については、当社の信用状況が影響し借入金の返済に充当するほど収益を上げるにいたっていないこと、 については、すでに再三にわたりお願いをしてきているものの大部分の債権者については既に期限が到来し限界に達しつつあること、からいずれも実現困難な状況となっております。

また、加えまして、今回の会計処理・内部統制の問題の調査・検証の結果、多額の貸倒引当金を積んだことから債務超過におちいることとなり、上記 から の方法はほぼ不可能となっております。

したがいまして、債務超過を解消し、この厳しい状況を打破し、さらに発展へとつなげ、株主をはじめとする当社に係る皆様の利益をはかってまいるには、エクイティ・ファイナンスしか残された選択肢はありません。ただし、エクイティ・ファイナンスにおきましても、当社の資金需要をみたし今後の事業展開をはかるうえで最良の手段は株式の第三者割当増資になりますが、当社に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、かつ、時間的にも限られた状況のなかで引き受け先を確保することは難しく、また見込み先との協議を行ったものの理解をえることは出来ませんでした。このような限られた選択肢しか残されていないなか、また、時間的にも限られている状況下、今回の割当予定先である N.D.C.INVESTMENT Pte.Ltd.および有限会社トーヨーコーポレーションは、確かに現在の当社の状況は厳しいものの、今後の当社の事業の展開には期待がもてる、また、このたびの会計処理・内部統制の問題に関する調査結果を真摯に受け止め厳正に企業経営を行う当社の方針および姿勢も充分理解できるとのことで、新株予約権であれば引き受けてもよいとの回答をいただきました。

当社としましては、資金調達のタイミングが割当先の判断に依拠するいうことはあっても、株価が行使価格を上回っている場合には権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができること、今後の事業展開には自信をもっていること、から割当先の意向をふまえ、新株予約権による資金調達を選択することといたしました。

なお、今回のファイナンスが新株予約権であることから、新株式の発行とことなり、割当時に払い込み金額の総額が払い込まれるとは限らず、割当予定先の判断にもとづき、権利行使の都度入金となされることとなります。

当社としましては、各割当先との協議により、当社株価を権利行使価額が上回っている状況において、その都度権

利行使を行うこととうかがっており、当社として、食品事業において考えております飲食店「ベジスタ」「旅籠」について収益性の改善、並びに、投光器レンタル事業および自治体向けの街路灯販売事業を再開、本格化させることと予定しております平成24年10月までに本新株予約権の行使が適宜行われることを想定しております。しかしながら、なんらかの事情により当社の想定どおりに新株予約権の権利行使が進まない可能性があり、そのような場合には、本新株予約権の取得条項を発動し、他の資金調達方法を模索することも検討いたします。

#### 本スキームの特徴

なお、今回の第三者割当における本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

##### < 本新株予約権の特徴 >

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

##### ( ) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

##### ( ) 取得条項 ( 当社の要請による取得 )

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。( 当社の要請による取得 )

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の資金調達が可能であることを前提として、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合( なお具体的な発動想定基準としましてはありませんが、別の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず、権利行使がなされないなどの場合には取得条項を発動する可能性がございますが、その時点における別の資金調達方法の検討及び交渉の状況にも依拠致しますので、上記条件に合致しているからといって、必ず取得条項を発動するというわけではありません。 ) に発動することを想定しております。なお、当社としては、行使がされない新株予約権を買い取るにより、希薄化の抑止に効果があると考えており、その結果次の資金調達を行いやすくなると考えており、その効果は、キャッシュアウト

の金額よりも高いものと考えております。また、当社にとって、本新株予約権の発行条件以上に、特に優位な条件により資金調達が可能である場合においても、取得条項を発動する可能性があります。

なお、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があります。本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、当社は割当予定先との交渉において、高額な発行価額では払込みが困難であることから、新株予約権のスキームについては、発行価額が過度に高額なものにならないようにしたいという要請もあったことも踏まえ、取得条項の内容を決定しております。

#### (4) 株式の監理銘柄(審査中)の指定にある事象

当社は、平成 24 年 3 月 14 日「社内調査による内部調査報告書および過年度の決算修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社子会社である株式会社ハミングステージの営業権を取得し、内部調査委員会による調査報告書を開示し、また、平成 23 年 3 月期第 3 四半期から平成 24 年 3 月期第 2 四半期の決算短信等の訂正及びそれに対応する期間の訂正有価証券報告書を提出しました。また、提出できていなかった平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算短信等も提出しました。これにより、平成 24 年 3 月 14 日「当社株式の監理銘柄(審査中)指定および監理銘柄(確認中)指定解除に関するお知らせ」で開示しましたとおり、監理銘柄(確認中)の指定は解除されましたが、過年度決算の訂正内容が重要と判断され、今後の推移及び審査の結果によっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として、大阪証券取引所より監理銘柄(審査中)に指定されることとなりました。

この点につきまして、このたびの割当予定先には、当社のおかれている状況にぐわえまして、あらためて説明をし理解をいただいております。当社が上場廃止や倒産とならない限り、ご支援頂けることのご理解を頂いていることから、当社が上場廃止や倒産の事態とならない限り、権利行使が適宜行われるものと想定しております。

#### (5) 第三者割当により発行される新株予約権による株式価値の希薄化の可能性

当社は、平成 24 年 6 月 8 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 26 日に開催する第 67 回定時株主総会での決議を前提に、第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集を決議いたしました。

当該第三者割当増資では発行済み株式総数の 53.94%に相当する 40,000,000 株を発行いたしますが、これにより、1 株当たりの株式価値が希薄化します。

その結果、株式市場における需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

本新株予約権	
払込金額の総額	741,600,000 円
発行諸費用の概算額	21,500,000 円
差引手取概算額	720,100,000 円

1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(21,600,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(720,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定費用1,500,000円(株)エースターコンサルティング)、有価証券届出書等開示資料作成費用2,500,000円、ファイナンシャル・アドバイザー費用13,500,000円(株)ビッグヒット)、登記費用3,000,000円、調査費用1,000,000円(株)セキュリティ&リサーチ)が含まれております。また、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使に比例し、割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.の当該行使額の5%が株

式会社ビッグヒット(東京都世田谷区太子堂:代表取締役 星野智之)に対するフィナンシャル・アドバイザー費用となっております。

- 4.本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
- 5.登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

今回の資金調達により資金の使途については、下記のとおりとなります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
平成 24 年 3 月期株主総会開催等費用	13,600,000	平成 24 年 6 月
当社未払債務の支払	58,440,229	平成 24 年 6 月～9 月
当社子会社(株)ハミングステージ)の未払債務の支払	98,837,677	平成 24 年 6 月～9 月
運転資金	121,205,426	平成 24 年 6 月～12 月
借入金の返済	368,016,668	平成 24 年 6 月～12 月
当社既存事業増強費用	60,000,000	平成 24 年 7 月～10 月
合計	720,100,000	

- (注1) 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金において資金管理する予定です。
- (注2) 本新株予約権においては、当社の意向により、本新株予約権の割当日以降、2週間前までに事前通知を行うことにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有しております。
- (注3) 当社といたしましては、平成24年10月までに本新株予約権の行使が適宜行われる必要があることを各割当予定先に説明を行いました。その結果、具体的な権利行使の期限、及び前提条件(新株予約権の個数、権利行使時の株価など)については明示頂けなかったものの、当社の希望に極力沿うような権利行使を行うことについて、意向表明書にて明示して頂いております。なお、当社としては、行使がされない新株予約権を買い取るにより、希薄化の抑止に効果があると考えており、その結果次の資金調達を行いやすくなると考えており、その効果は、キャッシュアウトの金額よりも高いものと考えております。また、当社にとって、本新株予約権の発行条件以上に、特に優位な条件により資金調達が可能である場合においても、取得条項を発動する可能性があります。本新株予約権が、当社の資金調達に支障を与えない範囲において若干の個数が何らかの理由により残ることも想定しておりますので、権利行使期間を1年としております。計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、上記金額の減少が生じることとなるため、上記金額の減少が生じた場合につきましては、平成24年3月期株主総会開催費用、当社未払債務の支払い、当社子会社(株式会社ハミングステージ)の未払債務の支払い、運転資金、借入金の返済、当社既存事業強化資金、の順で資金を充当いたします。
- (注4) 資金使途の具体的な内容については、以下のとおりを予定しております。なお、計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、支出予定時期の見直しを図ってまいります。

### 平成 24 年 3 月期株主総会の開催等費用

当社は、平成 24 年 3 月期にかかる定時株主総会及び平成 24 年 3 月期における有価証券報告書の提出にかかる費用として、13,600 千円の費用が発生いたします。具体的には定時株主総会の開催にかかる株主総会招集費用として 3,000 千円、有価証券報告書作成費用等として 7,100 千円、証券代行機関に対する株主名簿作成費用として 3,000 千円、弁護士費用 500 千円となります。

上場企業として、会社法及び金融商品取引法に則り、決算及び定時株主総会を行うための費用であることから、

上記費用は必要不可欠なものと認識しております。

なお、上記費用につきましては、本来であれば、平成 24 年 5 月末日までに支払いを行うものでありますが、上記 13,600 千円の費用につきましては、資金繰りの都合上、平成 24 年 5 月末日までに支払うことができないため、平成 24 年 6 月末日までに支払うことを条件として、各支払先に支払いを猶予して頂いております。

#### 当社未払債務の支払

当社は、昨年 8 月から資金繰りの悪化により当社の未払金、及び未払税金、及び源泉所得税等の預り金が、期日を越えても支払いが出来ない状況に陥っております。平成 24 年 4 月末日における当社の未払金、及び未払税金、及び源泉所得税等の預り金等、支払期日を越えている債務(以下「未払債務」)の総額は、70,935 千円となり、そのうち 58,440 千円の未払債務の支払いに当該資金を充てることを考えております。その内訳として、平成 23 年 10 月以降の人件費の支払遅延分の合計額として 18,340 千円のうち、従業員に対する未払給与分として 6,090 千円、平成 23 年 10 月以降発生した健康保険、厚生年金、厚生年金基金等の法定福利費等の納付遅延分として 4,918 千円、住民税及び源泉所得税の納付遅延分として 4,723 千円、当社会計監査人である阪神公認会計士共同事務所及び前任の会計監査人である東京中央監査法人に対する会計監査費用として 12,060 千円、当社顧問弁護士、顧問公認会計士、及び経理関連実務の業務委託報酬分として総額 10,019 千円、証券代行費用として 3,502 千円、当社本社家賃及び水道光熱費等として 7,723 千円、借入金の与信調査における信用調査費用の未払分 6,581 千円、その他経費の未払分として 2,819 千円を計上しております。

以上の状況を受けて、これらの未払債務の早期の解消を行い、取引先との円滑な取引及び当社取引先からの信用回復に努めてまいる所存です。

なお、今後、支払いが遅延している未払債務の解消が行われない場合、取引業者等との取引が円滑に進まず、今後の当社の事業活動の遂行に支障が生じるリスク、更には差押さえ、並びに訴訟等を提起されるリスクがあると考えております。

平成 24 年 4 月末日現在の未払債務の残高は以下のとおりであり、当該未払債務の早期支払を予定しております。なお、平成 24 年 5 月分から本書提出日までに発生する諸費用の支払につきましては「運転資金」の区分にて支払うことを考えております。

(単位:千円)

未払債務の内訳	平成 24 年 4 月末日 現在残高	要早期返済額
未払人件費	18,340	6,090
社会保険料・厚生年金・厚生年金基金	4,918	4,918
源泉所得税、住民税預り金	4,723	4,723
証券代行費用	3,502	3,502
監査報酬	12,060	12,060
業務委託報酬	10,019	10,019
本社家賃、水道光熱費等	7,723	7,723
借入先にかかる信用調査費用	6,581	6,581
その他	3,064	2,819
未払債務残高合計	70,935	58,440

#### 当社子会社(株式会社ハミングステージ)の未払債務の支払

当社連結子会社である株式会社ハミングステージは、食品スーパー 5 店舗、及び小売店向けの生鮮食品の卸しを行っておりますが、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により、当初の想定通りに業績が推移せず、資金繰りが悪化し、未払金、及び未払税金、及び源泉所得税等の預り金が、期日を越えても支払いが出来ない状況に陥っております。なお、平成 24 年 4 月末日における未払債務の主な内訳は、平成 23 年 10 月以降発生した未払法人税、固定資産税、源泉所得税等の未払税金として 20,105 千円、社会保険料、労働保険

等の納付遅延分として 49,887 千円、店舗家賃等の未払分として 19,863 千円、その他経費 8,981 千円 となっております。

また、今後、支払いが遅延している未払債務の解消が行われない場合、取引業者等との取引が円滑に進まず、今後の当社の事業活動の遂行に支障が生じるリスク、更には差押さえ、並びに訴訟等を提起されるリスクがあると考えております。

平成 24 年 4 月末日現在の未払債務の残高は以下の通りであり、当該未払債務の早期支払を予定しております。なお、平成 24 年 5 月分以降に発生する諸費用につきましては「運転資金」の項目に含めております。

(単位:千円)

未払債務の内訳	平成 24 年 4 月末日 現在残高	要早期返済額
未払法人税等、源泉所得税、住民税預り金	20,105	20,105
労働保険料	7,423	7,423
社会保険料・厚生年金	42,463	42,463
店舗家賃等	19,863	19,863
その他	13,180	8,981
未払債務残高合計	103,036	98,837

#### 運転資金

平成 25 年 3 月期の当社における運転資金として、毎月およそ 28,707 千円の運転資金(人件費 5,100 千円、家賃 4,100 千円、業務委託費 6,000 千円、支払手数料 4,500 千円等)が必要となり、そのうち 17,000 千円の運転資金が不足することを想定しております。平成 24 年 6 月から 12 月までの運転資金及び一時的に必要なとする費用に対する支払として、121,205 千円を充当し、資金繰りの安定化をおこないます。

#### 借入金の返済

平成 24 年 4 月末日現在、既に支払期限が到来している借入金の残高である短期借入金約 598,632 千円のうち、およそ 6 割にあたる 368,016 千円について早急に返済を行うことを予定しております。

優先的に借入金の返済を行う内訳は、法人については公正証書の締結により分割払いの決定がなされているものと破産により破産管財人より通知が来ているものについて、即時返済を行います。個人については、当社との事業シナジーを目的として資金提供を行っていただいた訳ではなく、当社を支援したいという好意に基づき、ご融資に応じて頂いているということから即時返済を行います。法人については、当社を支援したいという好意と併せ、当社との事業的なシナジーを目的とされている性格もあるため、当社と致しましては、支払期限の延長等の交渉を随時行っており、今後の事業の進捗に合せて随時返済を行う旨の協議を進めております。しかしながら、借入先との合意が得られない場合、交渉結果如何によっては訴訟、差押のリスクがあると考えております。

(単位:円)

借入金の内訳	平成 24 年 4 月末日現在 残高	要早期返済額
法人 10 社	280,615,797	50,000,000
個人 13 名	278,016,668	278,016,668
外国人(個人) 2 名	40,000,000	40,000,000
計	598,632,465	368,016,668

#### 当社既存事業増強費用

昨年営業権を取得した飲食店「ベジスタ」「旅籠」について収益性の改善するためおよそ 20,000 千円の資金が必要となります。これは現在ベジスタが、主に接待向けとして、利用しやすいよう、個室を中心とした店舗のコンセプトにより運営されておりますが、思った以上に売上が伸びないことから、対象顧客の対象年齢を若干若く設定し、赤坂という若者や外国人向けの店舗が多いという土地柄自体の変化にあわせて、若者や外国人が集うイベントやスポーツ観戦ができる店舗に改装する予定であります。さらに土日祝日の集客を行うため、結婚式の 2 次会やパーティー向けの企画に特に力を入れて行っていく予定であります。これらの改革により、客単価は下がる可能性はありますが、一方、来店客数は大幅な向上が見込まれ、さらに改装により個室をなくす予定であるため、フロアに割くスタッフの数の削減が図られ、コストの低下による利益率の向上が見込まれます。また、インターネットにおける広告等を強化し、集客力の向上を図ることに使用いたします。

資金繰りの悪化から、一時停止していた LED 事業については、引き続き多数の引き合いがあることから約 40,000 千円の資金投下により商品・材料の仕入を行い、投光器レンタル事業及び自治体向けの街路灯販売事業を再開、本格化させる必要があります。

#### < 投光器レンタル事業 >

主に夜間の工事現場で使用される投光器は、従来、その光源は水銀灯が中心でありましたが、このたび光源を LED に変更し、かつ蓄電バッテリーを搭載した投光器を当社と緊密関係にあるメーカーである光総研株式会社が開発いたしました。当製品を使用することにより、従来の投光器と同様の明るさを維持しながらも、大幅な節電が可能となり電気代の節約となります。加えまして、工事現場で大型発電機の使用を減らすことにもなり、この面でコスト削減および騒音の削減が可能となります。また、直販であること及び LED 光源を海外から安く仕入れることができることにより、従来型の投光器に対しても価格競争力があるため、従来の投光器に比べ、レンタル料金も安価となります。

#### < 自治体向け街路灯販売事業 >

街路灯も光源を従来の水銀灯を LED に変更することにより大幅な節電効果を発揮することとなります。当社と緊密関係にあるメーカー光総研株式会社が開発した街路灯は、既に高速道路に導入されており、その節電効果および耐久性については実証済みであり、街路灯の変更を検討している自治体等に当該製品を販売してまいります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、天然資源開発投資事業から撤退し、食品事業を中心とした堅実経営を行う事業体に事業再編いたしました。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の福島県原子力発電所事故の影響により、当社の業績を圧迫しております。

本新株予約権の発行により、これまでの未払債務の早期の解消、及び有利子負債の圧縮を図ることで当社の財務基盤の安定、及び早急に食品事業のてこ入れ、中長期の事業として計画していた環境事業の立ち上げを行うことにより、業績の回復が可能となり、当社の成長基盤の確立を目指しております。

また、当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローが数期に亘りマイナスであり、運転資金および事業規模拡大のための投資資金を、外部調達によって賄う体質となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループを取り巻く厳しい環境の下で、当該計画を実行し、速やかに事業を開始していくことが株主価値を向上させるための唯一の方法であると判断しているため、その資金使途は合理的であると判断いたしました。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関(エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区恵比寿代表取締役 山本 剛史)の算定の結果である53,980円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、54,000円と致しました。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価19円(平成24年6月7日の終値)、権利行使価額18円、ボラティリティ77.07%(平成23年6月から平成24年5月の週次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.10%(評価基準日における1年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき53,980円との結果を得ております。

なお、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(1年後または取得条項発動14日後)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは54.99%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト1.31%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額18円に代替資金調達コスト分10円を加えた28円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自らが現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が28円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自らが現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が273,700円程度高く評価されております。

また、本新株予約権の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定しましたのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したことによります。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり100,240株(最近1年間の日次売買高の中央値である1,002,400株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

行使価額については、平成24年6月7日(本ファイナンスに係る取締役会決議日の前営業日)の終値19円から、割当予定先との協議の上、5.26%ディスカウントの18円といたしました。

行使価額のディスカウント率を5.26%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との行使価額における交渉の経緯として、平成24年5月14日に開示致しました平成24年3月期決算短信(日本基準)(連結)における当社の業績を織り込んだ株価である平成24年5月15日から5月31日の期間における13円から19円までの株価推移を前提として、最終的に行使価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、そのような状況を踏まえ、行使価額についても各割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、行使価額18円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均16.57円に対しては8.63%のプレミアム、前日までの最近3か月平均17.62円に対しては2.16%のプレミアム、前日までの最近6か月平均20.98円に対しては14.20%のディスカウントであります。

参考までに、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における平成23年12月の月間終値平均は25.86円、平成24年1月の月間終値平均は28.05円、2月の終値平均は20.62円、3月の終値平均は18.62円、4月の終値平均は18.20円、5月の終値平均は16.33円です。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき53,980円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約

権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

ついては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しているエースターコンサルティングの算定評価が合理的であると当社は判断しております。

また、当該算定結果を受け、割当予定先との交渉を行った結果、これを了承頂き、本新株予約権の1個当たりの払込金額を54,000円としております。当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価格につきましては、当社監査役会4名全員(社外監査役4名)から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役会が適法であるという判断に到った理由として、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の発行価額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、過去の事例により、現在の株価(19円)、権利行使価額(18円)、ボラティリティ(77.07%)、行使期間1年、リスクフリーレート(0.1%)、配当率(0.00%)等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

## (2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本件第三者割当による新株予約権の発行によって当社の発行済株式総数は114,159,300株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は53.94%となり、25%以上となることを見込まれます。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下することから、既存株主様の株式価値が低下すると考えております。

また、本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

しかしながら、当社は、平成24年5月14日付「平成24年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて開示いたしましたように、依然として営業キャッシュ・フローのマイナスや、多額の未払債務及び税金滞納等の財務上の問題が継続しており、非常に脆弱な財務基盤に陥っております。また、純資産の額は、マイナス476百万円であり、債務超過の状況に陥っております。このまま債務超過の状況が継続することになり、平成25年3月期末までに債務超過を解消しなければ、大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号の規定により、上場廃止となります。

上場廃止になった場合のリスクとしては、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、既存取引先からの取引停止及び新規取引先からの取引拒絶等のリスクが顕在化し、倒産に至る可能性があります。また、既存株主にとっても最大の株主利益の毀損となります。従って、上場廃止を回避することが当社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件と考えます。

今回のファイナンスは、主に当社未払債務及び借入金、及び当社子会社の未払債務に対する支払い、既存事業の強化に資する費用及び運転資金に充てるため、現状の事業環境の継続維持、及び将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与するため、当社の未払債務の軽減による経営状況の改善、並びに、運転資金の確保による経営の安定化、株主資本の強化をすることができます。当社の財政面での安定性を確保する観点から、本件資金調達における資金調達額は、今回のファイナンスによる資金使途も踏まえ、望ましいものと考えております。また、今回のファイナンスは大規模な希薄化が生じることとなりますが、その資金使途は、中長期的には、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

以上により、新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行について、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定による、本新株予約権の発行についての既存株主に対する直接の意思確認を行うため、平成24年6月8日開催の当社取締役会において、平成24年6月26日に開催する第67回定時株主総会における普通決議議案として当該第三者割当による新株予約権の発行に関する決議を得ることを前提として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

## 6. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

(1) 名 称	有限会社トーヨーコーポレーション			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋人形町一丁目 14 番 8 号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 瀧澤 泰三			
(4) 事 業 内 容	不動産・投資業			
(5) 資 本 金	1,000 万円			
(6) 設 立 年 月 日	2005 年 8 月 23 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株			
(8) 決 算 期	8 月			
(9) 従 業 員 数	1 名			
(10) 主 要 取 引 先	カシオマーケティングアドバンス株式会社他			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三菱東京 UFJ 銀行、りそな銀行			
(12) 大株主及び持株比率	株式会社トーヨーコーポレーション 96.7%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 23 年 8 月期	平成 22 年 8 月期	平成 21 年 8 月期
純 資 産		37,851,935	44,490,823	39,415,460
総 資 産		1,302,728	3,642,624	3,477,535
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )		189,259.67	222,454.11	197,077.30
売 上 高		8,614,400	-	97,109,907
営 業 利 益		5,488,336	83,355	32,141,353
経 常 利 益		5,017,986	81,111	29,792,997
当 期 純 利 益		6,638,888	5,075,363	29,866,686
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )		33194.44	25,376.81	149,333.43
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )		-	-	-

(1) 名 称	NDC INVESTMENT Pte. Ltd.			
(2) 所 在 地	6 Marina Boulevard, #02-24, The Sail @ Marina SINGAPORE			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 松原 浩			
(4) 事 業 内 容	投資業			
(5) 資 本 金	227万5,000シンガポールドル			
(6) 設 立 年 月 日	1997年4月15日			
(7) 発 行 済 株 式 数	1,932,500株			
(8) 決 算 期	3月			
(9) 従 業 員 数	3名			
(10) 主 要 取 引 先	証券会社及び保険会社			
(11) 主 要 取 引 銀 行	東京三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	NDC Research Australia Pty Limited (21%) Dramatic Consultants Limited (19.4%) 松原 浩 (12%) United Overseas Bank Nominees(Private)Ltd (7%)			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成21年3月期
純 資 産		412,691,260	410,648,255	400,161,318
総 資 産		422,826,498	424,399,950	409,806,208
1株当たり純資産(円)		214	212	207
売 上 高		65,859,935	131,590,253	275,933,542
営 業 利 益		4,779,991	22,685,114	485,393
経 常 利 益		4,779,991	22,685,114	485,393
当 期 純 利 益		5,028,709	10,501,234	485,393
1株当たり当期純利益(円)		3	5	0
1株当たり配当金(円)		2	0	0

当社は、各割当予定先、各割当予定先の役員、主要株主等の関係者、及び関係会社(以下「各割当予定先等」)が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当予定先の役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に暴力団等がいるという事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当予定先等、並びにフィナンシャルアドバイザー企業である株式会社ビッグヒットが反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに各割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、各割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、各割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったことの結果を得たことから、当社としては、問題がない人物であると考えております。

上記のとおり、割当予定先及び割当予定先の役員、及びフィナンシャルアドバイザー企業が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

## (2) 割り当てようとする予約権の数

有限会社トーヨーコーポレーション	250個(25,000,000株)
NDC INVESTMENT Pte. Ltd.	150 個(15,000,000 株)

## (3) 割当予定先を選定した理由

当社は、今般のファイナンスに際し、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討を行いました。今般のファイナンスの目的は、資金調達であると同時に、債務超過額の解消を行い、上場廃止を回避することであることを考えると、上場維持のためには間接金融による資金調達は選択不可能な選択肢であり、また、公募、株主割当、ライツイシュー等も、当社に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、配当においてもこれまで無配が継続している状況であり、かつ限られた時間の中では、引受先を確保することは現実的でなく、並びに見込先との協議を行ったものの、現在の当社の業績や財務状況及び継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況において理解を得ることはできませんでした。

次に、第三者割当増資による資金調達を検討し、当初早期に資金調達を可能とする新株式だけの発行を含めて検討してまいりました。

しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当予定先との交渉を進めた結果、割当予定先からの理解を得ることはできませんでした。

割当予定先である有限会社トーヨーコーポレーションは、当社代表取締役菊地博紀のクレディ・リヨネ証券会社籍時の営業先である株式会社トーヨーコーポレーションが 96.7%の株式を保有する子会社であります。当社は株式会社トーヨーコーポレーションに対し、平成 23 年 8 月より増資の引受けに関する相談を開始いたしました。当社の現状及び新規で行う事業について株式会社トーヨーコーポレーションに平成 23 年 8 月に相談を行ってまいりました。その後、当社は平成 24 年 2 月 13 日に公表いたしました「過年度の決算修正の可能性についてのお知らせ」のとおり、過去の決算について修正を行う必要が生じたことにより、一旦資金調達の具体的な検討は中止となりましたが、平成 24 年 4 月 5 日に公表致しました「社外調査委員会の調査結果に関するお知らせ」を受領し、再度資金調達の検討を行い、後述いたします NDC に対する引き受けの具体的な内容を踏まえながら、改めて引き受けの依頼を行いましたところ、ご理解を頂き、新株式での引受けは難しいものの、新株予約権であれば、同社の投資を主に行う子会社である有限会社トーヨーコーポレーションにて引き受ける旨了承頂きました。

割当予定先の親会社である株式会社トーヨーコーポレーションは、昭和 27 年創業のシルクスクリーンの売買及び輸出入を営む事業会社であり、経営成績も安定しております。有限会社トーヨーコーポレーションは、同社の子会社

であり、資金的裏づけも十分であると考えられることから、割当先として適切であると判断し、本新株予約権の割当予定先として同社を選定いたしました。

なお、有限会社トーヨーコーポレーションは、株式会社トーヨーコーポレーションの子会社として主に投資を行う企業と位置づけおり、平成 23 年 10 月以降、不動産等への投資を行っており、またそのことを同社の不動産に関する登記簿及びヒアリングから確認を行っています。当社と致しましては、当初、株式会社トーヨーコーポレーションによる引受けを依頼いたしましたが、株式会社トーヨーコーポレーションの各企業毎の目的と位置づけから、有限会社トーヨーコーポレーションにて引受けることとしたい旨の説明を受け、当社と致ししても、これを承知いたしました。

また、当社が平成 24 年 3 月 22 日に設置いたしました、社外調査委員会の委員であり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役を務める能勢元氏に対し、社外調査委員会による調査終了後、能勢元氏と他社上場企業の開示の業務において兼ねてから取引のある株式会社ビッグヒットの代表取締役である星野智之氏より、当社を紹介して頂きたいという要請があったとのことから、平成 24 年 4 月中旬に本ファイナンスのフィナンシャルアドバイザーである星野氏を紹介頂きました。また、株式会社ビッグヒットに対し、当社としては、資金不足の解消が可能となる金額で、かつ債務超過の解消が可能となる直接金融の方法、出来れば新株式での引受を応諾して頂ける割当予定先の紹介を依頼いたしました。その中で、ファイナンス候補先の一つとして N.D.C INVESTMENT Pte. Ltd. (以下、「NDC」)を紹介頂き、今回の割当予定先である NDC との交渉を開始し、引き続き交渉を続けた結果、新株式による引受は難しいとしながらも、市場価額を鑑みながら自分の判断で行使することができる新株予約権であれば、引受けるといった回答を頂きました。

割当予定先である NDC は、株式会社ビッグヒットより紹介を受けた割当予定先ではありますが、NDC は、当社代表取締役菊地博紀がクレディ・リヨネ証券会社に在籍していた時の菊地博紀の顧客であります。また、個人的にも当時 NDC の社長に就任していた創業者とは、現在でも親交を続けております。菊地が NDC の創業者に当社の現状及び新規で行う事業について説明したところご理解をいただき、現在創業者は、同社の代表である松原浩氏より当社に協力してもいいとのご返答をいただきました。NDC の投資方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことも条件として、協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける引受先であることや、当社の経営に介入する意思がないことを確認し、本株式の割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の割当については、直接 NDC との連絡も行っており、当社としても直接連絡が取れる状態です。

当社と致しましては、今回の資金調達方法は、割当時に資金調達が可能となる株式の発行という方法でなければ、当社の資金需要を満たす調達方法であるとはいえないものの、資金調達の交渉できる相手先は限られており、実際に引受けを応諾して頂ける相手先は他にいないことから、割当予定先の意向を踏まえ、経営権の維持を前提として、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができることから、割当予定先の意向により、新株予約権での発行を決定いたしました。

#### (4) 割当予定先の保有方針

割当予定先である有限会社トーヨーコーポレーションからは、権利行使に伴う株式の保有方針として、短期保有であり、当社普通株式を純投資目的で保有する方針であるとしており、当社株価が大幅な下落となる影響がないように、可能な限り市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却していく旨の表明を受けております。また、NDC とは、平成 24 年 4 月中旬に株式会社ビッグヒットよりご紹介を受けて電話会議を行い、その後、株式会社ビッグヒットを介してのメールにより、また、代表の松原 浩氏の帰国時には当社を御訪問頂いての面談により、複数回に亘り、当社の経営方針及び経営計画を説明の上、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず、短期保有による純投資を目的としていることから、当社株価が大幅な下落となる影響がないように、可能な限り市場動向に配慮し

ながら当該当社普通株式を売却していく旨の表明を受けております。

なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

#### (5) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当予定先の払込みに要する財産の存在については、いずれも本新株予約権の発行価額の払込み及び権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、各割当予定先における銀行口座の残高確認書類、預金通帳の写し、取引照会、決算書、及び金銭消費貸借契約書を取得しております。

なお、割当予定先の有限会社トーヨーコーポレーションは、株式会社トーヨーコーポレーションとコミットライン契約(コミットメント額5億円、コミットメント期限平成29年5月22日)を締結し、その払込資金につき、自己資金に加え、当該契約に基づく借入により権利行使を行うと伺っております。

また、当社が取得した有限会社トーヨーコーポレーションの銀行口座の残高確認書、預金通帳の写し、及び取引照会において確認された割当予定先の銀行口座の残高と、株式会社トーヨーコーポレーションの直近決算日における決算書での預金残高の合計額は、有限会社トーヨーコーポレーションの払込総額を上回っていることを確認しており、また有限会社トーヨーコーポレーションの直近の預金通帳残高において、本新株予約権の払込金額(13.5百万円)を上回る以上の資金を保有していることを預金通帳の写しにより確認しております。

今般のファイナンススキームは新株予約権によるものであり、加えて割当予定先の投資スタンスとして、出来高を勘案しながら売却することを前提として行使を行うため、一度に権利行使の払込みを行う事はないため資金不足により行使ができないということにはならず、また、親会社である株式会社トーヨーコーポレーションの過去の業績により、本新株予約権の払込みを行うに十分な資力を有していることを、決算書、及びヒアリングにより伺っていることから、当社としては、権利行使を行うに十分な資金を有していることと判断しております。

また、NDCについては、自己資金により本新株予約権の払込金額及び行使金額の総額(278.1百万円)を上回る資金を有していることを確認しております。なお、本新株予約権の発行における割当先であるNDCは、同社が無限責任組合員を務めるファンドの解約(平成24年5月10日)配当により、得た資金を原資として払込みを行うとしており、当該事実を解約配当の振込みにかかる振込受付証にかかる資料をもって確認を行っております。

以上のことから、当社致しましては、各割当予定先の払込みに関し、支障がないと判断しております。

#### (6) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

#### (7) その他の本株式及び本新株予約権に関する重要な契約

当社は、本新株予約権の行使に関して、NDCとの間で、当社の資金需要にこたえるため、一定期間内に必要な量の行使を行うよう最善の努力をする旨を記載した意向書を取得しております。

#### (8) 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先、各割当予定先の役員、主要株主等の関係者、及び関係会社(以下「各割当予定先等」)が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先等に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当予定先等、並びにフィナンシャルアドバイザー企業である株式会社ビッグヒットが反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに各割当予定先の役員及び主要株主が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、各割当予定先等及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できま

せんでした。また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、各割当予定先等、及びフィナンシャルアドバイザー企業と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、各割当予定先等及びフィナンシャルアドバイザー企業は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成24年3月31日現在)		募集後(新株予約権が全て行使された場合)	
楽天証券株式会社	1.77%	有限会社トーヨーコーポレーション	21.90%
大阪証券金融株式会社	1.27%	N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.	13.14%
藤井 和幸	0.94%	楽天証券株式会社	1.15%
株式会社シンワメディカル	0.81%	大阪証券金融株式会社	0.82%
佐渡 純治	0.76%	藤井 和幸	0.61%
金谷 豊	0.67%	株式会社シンワメディカル	0.53%
佃 章則	0.64%	佐渡 純治	0.49%
マネックス証券株式会社	0.61%	金谷 豊	0.44%
矢野川 傑	0.55%	佃 章則	0.41%
佃 政弘	0.54%	マネックス証券株式会社	0.39%

#### 8. 今後の見通し

当社は、本件エクイティ・ファイナンスの実行で、当社の今後の経常的なキャッシュ・フローおよび業績に好影響を与える事業を行うため、中長期的に、当社のキャッシュ・フローおよび業績に貢献するものと判断しております。しかしながら、具体的な影響につきましては、具体的な事業の開始決定後、改めて算定し、適時お知らせいたします。

##### 【企業行動規範上の手続き】

本件第三者割当による新株予約権の発行によって当社の発行済み株式総数は114,159,300株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は53.94%となり、25%以上となることを見込まれます。

したがって、当社は株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成24年6月26日に第67回定時株主総会を開催し、本件第三者割当による新株予約権の発行による資金調達必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

また、定時株主総会における決議とは別に、当社は、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定による、「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見」を入手いたしました。

今回のファイナンスは運転資金の確保による事業の継続、未払債務の解消、及び有利子負債の圧縮を行い、既存事業の強化による営業キャッシュ・フローの獲得能力の強化が可能となるために不可欠であり、かつ、当社にとっても客観的な意見を求めることで、既存株主の意思判断を行う参考として頂きたいとの考えから、経営陣から完全に独立した者として弁護士2名(向井田敬之氏、樫木良一氏)、公認会計士1名(磯崎 仁志氏)および社外監査役1名(佐藤和利氏)の4名から構成される第三者特別委員会を設置して客観的な意見を求めました。

特別委員会は、第三者割当方式の新株予約権発行による資金調達は、未払債務の支払いを行い、資金繰りを解消するため、及び今後2期連続の債務超過の状況を継続させないためには、必要不可欠なものであるとの意見を表明しております。また、公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で本新株予約権の発行価額を決定していることなど、今回の第三者割当による新株予約権の発行に伴う希薄化率、発行価額、割当先の選定、資金使途(発行価額や行使価額の相当性を含め)などを勘案の上、その必要性及び他の資金調達との比較における相当性の観点から妥当であるとの意見を平成24年6月7日に表

明しております。

なお、特別委員会は、以下のような意見を表明しております。

#### < 第三者割当による新株予約権の発行の必要性について >

以下の理由から、本新株予約権の発行の必要性があると判断する。

##### (1) 資金調達必要性について

対象会社の財務体質を検討するに、営業キャッシュフローがマイナスであり、早急な資金調達がない場合には多額の未払金が払えないことは明らかである。事業運営そのものにすら支障をきたしかねない状況ともいえる。

また、未払金弁済の必要性が高いことからすれば、資金を別途確保する必要がある。

さらには、平成 24 年 3 月期末において債務超過であることからすれば、平成 25 年 3 月期末までに債務超過を解消していなければ、上場廃止となることがほぼ確実であって、予断を許さない状況である。

したがって、対象会社について資金調達を行う必要性は非常に高いことは明らかである。

##### (2) 本件新株予約権発行の効果

本件新株予約権発行は、払込額（発行額）が直接的に対象会社の資金繰りを改善し、対象会社の株価推移によっては、権利行使による資金調達が期待できる。

##### (3) まとめ

以上の通り、対象会社の切迫した財務状況、資金繰りの状況を考え、さらには、新株予約権の発行以外にその状況の改善が考えにくいことからすれば、本件新株予約権の発行は、対象会社によって必要性が非常に高いものと思慮する。

#### < 第三者割当による本新株予約権の発行の相当性について >

以下の理由から、本新株予約権の発行には相当性があると判断する。

##### (1) 発行方法の合理性について

本件新株予約権の発行にあたっては、当該新株予約権の発行を議案とする株主総会の開催により株主に対して、本件新株予約権の発行の判断を求めるのが、原則であるところ、本件において対象会は、株主総会を開催し、決議を行うとのことである。

したがって、原則に則った発行方法であり、非常に合理性があるものといえる。

##### (2) 調達方法の合理性について

対象会社においては、現状では、資金獲得手段となりうる譲渡可能な財産、事業、子会社等は存在しない。

対象会社の財務状況では、金融機関等からの間接金融による資金調達はできていない状況であり、平成 24 年 3 月期において債務超過となった現状では、間接金融による資金調達は困難である。

また、対象会社の業績の状況や継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況を鑑みると、公募はもちろん、未払金の弁済のためにまとめた資金を金融機関から借入れにより調達することは実質的に不可能な状態にある。実際、各投資家に対して、現在の借入金に対する、支払期限の延長へのリスケジュールをお願いしたものの、多くの投資家からリスケジュールを拒否されている。

また、新株式の発行による引受先については、交渉の結果、引受先が見つからなかったとのことである。

そうであるとすれば、調達方法として、本件のように新株予約権の発行による調達以外に対象会社が資金調達しうる手法は考えにくく、その調達方法には十分合理性があるものと言える。

##### (3) 資金使途の合理性について

資金調達の使途としては、その調達の目的に沿ったものでなければならぬところ、対象会社が本件新株予約権を発行する目的は、第 1 に債務超過の解消及び第 2 に運転資金の確保であると思われる。

そして、対象会社が予定している使途をみるに、未払い債務・借入金の返済、運転資金、その他必要経費の支払であることが認められる。

債務の支払いは債務超過解消のため必須であるし、運転資金の確保も使途として挙げられていることからすれば、本件新株予約権の発行によって得られる資金の使途としては、直近の財務上の課題の解決と対象会社の中期経営計画を

推進することによる事業収益性改善のために支出され、将来における対象会社の企業価値の向上が期待できる内容となっており、非常に合理性があるものといえる。

(4) 発行価額の合理性について

本件新株予約権の発行価額は、第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社による評価書の算定結果を踏まえ、算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る価額として決定することである。

そして、対象会社においては、以上のような検討結果を踏まえて、本件新株予約権の発行価額は割当予定先に特に有利な価額ではなく、有利発行には該当しないものと判断することである。

以上の対象会社における発行価額及び発行価額の決定方法には合理性があると考えられる。

(5) 発行規模の合理性について

本件新株予約権による潜在発行株数は、4,000 万株(40 万個の議決権数)であり、対象会社完全議決権数 74 万 1,544 個に対して、53.94%の希釈化が生じ、既存株主の株式価値が低下すると考えられる。

しかし、対象会社は、依然として営業キャッシュ・フローのマイナスや多額の未払債務等の財務上の問題が継続しており、また、純資産が 476 百万円の債務超過となっており、非常に脆弱な財務基盤に陥っている状況である。

そして、平成 25 年 3 月期末までに債務超過を解消しなければ、大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場基準」第 47 条第 1 項第 3 号の規定により、上場廃止となる。

対象会社においては、上場廃止となった場合、取引先等に対する対象会社信用力の評価は極めて厳しいものとなり、既存取引先からの取引停止や新規取引先からの取引拒絶等の対応が考えられ、更には間接金融からの資金調達ができない状況に加えて、直接金融からの資金調達方法も閉ざされることとなる。つまり、資金枯渇による法的整理を行わざるを得ない状況に至る可能性がある。

また、上場廃止となることは、既存株主にとっても最大の株主利益の毀損となることから、上場廃止を回避することが対象会社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件といえる。

この点、本件新株予約権の発行は、対象会社の上場廃止による既存株主の利益毀損を回避すると共に、対象会社の現状を改善し、健全な財務体質へ回復することによって対象会社の企業価値を高めるためには必要な手法及び金額であると考えられ、上記に記載の通り、その資金用途にも合理性があることから、その発行規模には合理性があるといえる。

(6) 割当先の選定理由の合理性について

有限会社トーヨーコーポレーション及びNDCは、その割当先の選定理由、選定経緯、保有方針、反社会的勢力等の関係性等に不審な点はなく、その資力も確認していることからすれば、その選定理由には合理性があると言える。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結売上高	598百万円	1,510百万円	1,908百万円
連結営業利益	360百万円	178百万円	496百万円
連結経常利益	880百万円	246百万円	618百万円
連結当期純利益	1,843百万円	294百万円	813百万円
1株当たり連結当期純利益	3.38円	4.23円	10.97円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	0.76円	4.55円	6.42円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	74,159,300株	100%
潜在株式数の総数	305,000株	0.41%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	7円	4円	□15円
高値	10円	5円 □19	□55円
安値	2円	1円 □9円	□12円
終値	4円	□13円	□18円

(注) □印は、株式併合後の株価であります。

最近6か月間の状況

	平成23年 12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月
始値	21円	30円	23円	19円	18円	18円
高値	37円	32円	24円	23円	20円	18円
安値	19円	23円	18円	16円	16円	13円
終値	29円	23円	19円	18円	18円	15円

発行決議日における株価

	平成24年6月7日
始値	17円
高値	19円
安値	17円
終値	19円

## (4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ・第三者割当増資

発行期日	平成21年3月16日
調達資金の額	71,000,000円(差引手取概算額)
発行価額	5.0円
募集時における発行済株式数	426,400,000株
当該募集による発行株式数	15,000,000株
募集後における発行済株式総数	441,400,000株
割当先	Generation Capital Ltd. 10,000,000株 ADM Galleus Fund Limited 5,000,000株
発行時における当初の資金用途	米国における石油・ガス生産鉱区の権益のための一部資金 46百万円 ADMローンに係る保証債務の履行のための一部資金 25百万円
発行時における支出予定時期	米国における石油・ガス生産鉱区の権益のための一部資金 平成21年4月～平成23年4月 ADMローンに係る保証債務の履行のための一部資金 平成21年3月
現時点における充当状況	資源・代替エネルギー・環境事業における新規投資資金、ADMローンに係る保証債務の履行のための一部資金収益の低下に伴い平成21年4月までの財務基盤を安定させるための運転資金に充当済み。

## 第3回新株予約権

発行期日	平成21年3月16日
調達資金の額	444,900,000円(差引手取概算額)
転換価額	5.3円
募集時における発行済株式数	426,400,000株
当該募集による発行株式数	90,000,000株
募集後における発行済株式総数	潜在株式数 93,050,000株
割当先	Generation Capital Ltd. 60,000,000株 ADM Galleus Fund Limited 30,000,000株
当該募集による潜在株式数	90,000,000株

現時点における 転換状況 (行使状況)	Generation Capital Ltd. 307,400,000 円(58,000,000 株) ADM Galleus Fund Limited 159,000,000 円(30,000,000 株)
現時点における 潜在株式数	本新株予約権は、平成 23 年 1 月 20 日に 2,000,000 株の消却を行ったため、第 2 回新株予約権 305,000 株のみとなります。(注)
発行時における 当初の資金使途	資源・代替エネルギー・環境事業における新規投資資金 157 百万円 ADM ローンに係る保証債務の履行のための一部資金 298 百万円
発行時における 支出予定時期	資源・代替エネルギー・環境事業における 新規投資資金 平成 21 年 4 月～平成 23 年 2 月 ADM ローンに係る保証債務の履行のための 一部資金 平成 21 年 6 月前後
現時点における 充当状況	米国ルイジアナ州陸上部バルザイク鉱区権益の獲得 113.4 百万円 上記鉱区における設備投資 4.3 百万円 ADM ローンに対する保証債務の弁済 327.2 百万円 本新株予約権に係るアレンジャーに対する支払手数料 21.5 百万円

・第三者割当増資

発行期日	平成 21 年 12 月 8 日
調達資金の額	270,000,000 円(差引手取概算額)
発行価額	3.7 円
募集時における 発行済株式数	529,400,000 株
当該募集による 発行株式数	81,293,000 株
募集後における 発行済株式総数	610,693,000 株
割当先	クリプデン・マネージメント株式会社
発行時における 当初の資金使途	対 ADM 社債務の弁済のための資金 100 百万円 経常運転資金 160 百万円 臨時株主総会開催費用 10 百万円 本第三者割当に係る費用 30 百万円
発行時における 支出予定時期	対 ADM 社債務の弁済のための資金 平成 21 年 12 月 経常運転資金 平成 22 年 2 月～平成 22 年 12 月頃 臨時株主総会開催費用 平成 22 年 2 月頃 本第三者割当に係る費用 平成 21 年 12 月～平成 22 年 12 月
現時点における 充当状況	対 ADM 社債務の弁済のための費用 100 百万円 経常運転資金 160 百万円 臨時株主総会開催費用 10 百万円 本第三者割当に係る費用 30 百万円

第5回新株予約権

発行期日	平成21年12月8日
調達資金の額	563,400,000円(差引手取概算額)
転換価額	4.4円
募集時における発行済株式数	529,400,000株
当該募集による発行株式数	267,600,000株
募集後における発行済株式総数	272,650,000株
割当先	クリブデン・マネージメント株式会社 257,800,000株 高橋 正紀 4,200,000株 荒井(豊島)慶子 2,000,000株 Johnny Kok Chung Chan 1,500,000株 吉田 敏之 1,500,000株 阿井 公宗 200,000株 佐藤 和利 200,000株 岩永 奈美 200,000株
当該募集による潜在株式数	267,600,000株
現時点における転換状況(行使状況)	クリブデン・マネージメント株式会社 132,000,000円(30,000,000株) 株式会社ウィザードインベストメント 297,880,000円(67,700,000株) ジャイサイト株式会社 101,200,000円(23,000,000株) 渡邊 元巳 18,480,000円(4,200,000株) 高橋 正紀 4,400,000円(1,000,000株)
現時点における潜在株式数	本新株予約権は、平成22年12月24日に行使期間が終了し、第3回新株予約権は、平成23年1月20日に2,000,000株の消却を行ったため、第2回新株予約権305,000株のみとなります。(注)
発行時における当初の資金用途	経常運転資金 40百万円 新規事業調査費用および投資資金 932百万円 既存坑井設備投資資金 142百万円 本新株予約権実行に係る諸費用 67百万円
発行時における支出予定時期	経常運転資金 平成22年2月～平成22年12月頃 新規事業調査費用および投資資金 平成21年12月～平成22年12月 既存坑井設備投資資金 平成22年中 本新株予約権実行に係る諸費用 平成21年12月～平成22年12月
現時点における充当状況	リーオクタ社株式の取得 122.5百万円 株式会社ハミングステージ株式の取得 16.0百万円 食品卸売事業に係わる仕入れ代金の支払 415.3百万円 本新株予約権に係るアレンジャーに対する支払手数料 12.4百万円

(別紙)新株予約権発行要項

株式会社プリンシパル・コーポレーション第3回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社プリンシパル・コーポレーション第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 720,000,000 円
3. 申込期日 平成 24 年 6 月 27 日
4. 割当日及び払込期日 平成 24 年 6 月 27 日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、新株予約権を有限会社トーヨーコーポレーション、及びN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 40,000,000 株とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに変えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は 100,000 株とする。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2)当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項に定義する。以下に同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる数式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使科学の調整に関し、各号に定める調整後行使科学を適用する日を同日とする。
  - (4)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 400 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 54,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

- (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
- (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、18 円とする。ただし、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{調整後} & & & & \text{既発行} & & \text{交 付} & & \text{1 株あたり} \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\
 & & \text{行使価額} & & & & \text{1 株あたりの時価} & & \\
 & & & & & & \text{既発行株式数 + 交付株式数} & & 
 \end{array}$$

- (2)行使価額調整式により価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、平成 24 年 6 月 26 日開催の取締役会決議に基づく新株予約権発行に係る募集、及び当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券又は権利の取得、行使による場合を除く。)

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合  
 調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に対して取得請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債其他証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、係る証券もしくは権利の払込期日又は新株予約権の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。  
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数台 2 位まで算出し、小数第 2

位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を始めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額を調整する必要があるとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、係る調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成24年6月27日から平成25年6月26日(ただし、平成25年6月26日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。ただし、以下の期間については、行使請求をできないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規定」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替期間の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間

振替期間が必要であると認めた日

第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1ヶ月を越えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1ヶ月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

#### 12. その他の本新株予約権の行使条件

各新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

(1)当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2)本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、

新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算出方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれを記名捺印した上、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行なった者は、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第 20 項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行 本店  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

#### 21. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店

#### 22. 申込取扱場所

株式会社プリンシパル・コーポレーション 総務部

#### 23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的算定モデルであるモンテカルロシミュレーション法による算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 54,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 19 円の 5.26% ディスカウントとした。

#### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な処置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

以 上